

令和6年度第2回幕別町部活動地域移行検討委員会 次第

日 時 令和7年1月9日（木）
19時00分から
会 場 幕別町教育委員会 会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

- (1) 部活動地域移行に関するアンケート結果報告について
- (2) 部活動及び少年団活動の実態調査報告について
- (3) その他（地域移行に関する情報提供）

4 閉 会

幕別町部活動地域移行検討委員会 委員名簿

任期 令和7年10月31日まで

No.	区分	氏名	備考
1	関係学校の代表者	久保 瞳則	幕別中学校 校長
2	関係学校の代表者	横山 一仁	札内東中学校 校長
3	関係団体の代表者	小田 新紀	NPO 法人幕別札内スポーツクラブ クラブコーディネーター
4	関係団体の代表者	稗田 道也	十勝総合型スポーツクラブフーニ 理事長
5	関係団体の代表者	高道 昭夫	幕別町スポーツ協会 会長
6	関係団体の代表者	小松 正直	幕別町スポーツ少年団本部 本部長
7	関係団体の代表者	加藤 誠	幕別町アイスホッケー協会
8	関係団体の代表者	坂口惣一郎	幕別町バレーボール協会 事務局長
9	関係団体の代表者	沖田 道子	まくべつ混声合唱団 団長
10	教育委員会が必要と認める者	西山 修一	幕別清陵高等学校 教諭

教育委員会

No.	所属	氏名	備考
1	教育部長	白坂 博司	
2	教育部学校教育課長	酒井 貴範	事務局
3	教育部学校教育課学校教育係長	甲谷 英司	"
4	教育部学校教育課学校教育係	小林 翔	"
5	教育部学校教育課学校教育推進員	喜多 敦	"
6	教育部生涯学習課長	石田 晋一	
7	教育部生涯学習課社会体育係長	吉田 享平	
8	教育部生涯学習課社会教育係長	松田 貴尚	

参考

- 幕別町附属機関設置条例（令和2年3月19日条例第11号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）※抜粋

附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議にすること。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年

○ 幕別町部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町附屬機関設置条例（令和2年条例第11号）に基づき、幕別町部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。